令和８年（フ）第３２号
千葉県館山市山本1492番地
債務者　安田　　晃
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第４４号
千葉県館山市湊373番地　館山養護老人ホーム
債務者　植竹　廣道
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第７５４号
川崎市川崎区下並木46番地１　川崎第２ダイヤモンドパレス　405
債務者　小藪　　葵
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第９３号
新潟県十日町市稲荷町３丁目南１番地５
債務者　根津　謙一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２２３号
愛知県豊橋市大岩町字岩田32番地８　ゴッドシティ１　101号、住民票上の住所愛知県豊橋市東小浜町52番地　アゼリアＨＡＧＡ　Ｂ103
債務者　丹下　仁司
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２３６号
愛知県豊橋市北岩田一丁目６番地５　リバーサイドフジタＢ―103
債務者　佐藤美紀枝
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第５４２号
大阪府岸和田市野田町１丁目12番22―306号、前住所大阪府岸和田市額原町143番地の１　エクセレントサカキ２Ｇ号
債務者　近藤比東美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６６号
大阪府和泉市寺田町二丁目７番39号（新仁会病院）、前住所大阪府泉大津市池園町13番26号　池園マンション105号
債務者　長井　邦良（法定代理人成年後見人長井あづみ）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７５号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20（６―506号）
債務者　中村　　謙
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７７号
大阪府泉南郡岬町淡輪4572番地の１
債務者　濵口　利幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７８号
大阪府泉大津市曽根町３丁目３番27号　第一曽根団地302号
債務者　船田　貞夫
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２１０号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（50―304）
債務者　松村　幸世
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
北海道旭川市東光５条２丁目３番14号　大洋ハイツＡ102
債務者　古市　尚美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月14日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５７６号
大阪市生野区巽東１丁目12番20号
債務者　金本聖華こと　ＫＩＭ　ＳＵＮＧＨＷＡ　金　　聖華
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７３６号
大阪市東淀川区豊新２丁目６番20―305号
債務者　福森　雄一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地1362番地２
債務者　松永　　梓
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係